

重要事項説明書

当事業所は、児童発達支援・放課後等デイサービス提供にあたり、当事業所の指定児童発達支援・指定放課後等デイサービス（以下「指定通所支援」とします）について、次のとおり、説明します。

1. サービスを提供する事業者

名称	株式会社 おおきに
所在地	奈良県宇陀郡大宇陀和田 99 番地
代表者氏名	太田 悠貴
設立年月	平成 28 年 1 月 22 日

2. 利用施設

事業所の種類	指定児童発達支援事業所 令和 6 年 8 月 1 日指定 指定放課後等デイサービス事業所 令和 6 年 8 月 1 日指定
事業所の名称 (事業所番号)	aina 2951200126
事業所の所在地	奈良県橿原市久米町 912 番地 カーサ神宮前 3F
連絡先	TEL:0744-47-3341 FAX:0744-47-3342
管理者	田仲 有悟
児童発達支援管理責任者	田仲 有悟
サービスの実施地域	奈良県全域
定員	計 10 名
主たる対象者	特に定めなし
開設年月日	令和 6 年 8 月 1 日

3. サービスの目的・運営方針

目的	利用者が就学や将来の自立のために、日常生活又は集団生活を営むことができるよう、当該利用者に対して、コミュニケーション能力、社会性等の向上をはかるための指導、その他の便宜を適切かつ効果的に行います。
運営方針	関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正かつ、きめ細やかな指定通所支援サービスを提供します。

4. サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施設建物

①主たる事業所

構 造	鉄筋コンクリート造 8階建
延 床 面 積	3階 115.7 m ²

(2) 主な設備

	部屋数	備 考
指導訓練室	1室	76.17 m ²
相談室	1室	4 m ²
事務室	1室	12.9 m ²
トイレ・洗面室	2室	3 m ²
静養室	1室	5.5 m ²
多目的室	1室	20.6 m ²

※当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、上記の施設・設備を設置しています。

5. サービス提供職員の設置状況

当事業所では、下記の職種の職員を配置しています。但し、厚生労働省令で定める基準を下回らない範囲で変動することがあります。

(1) 管理者

従業者及び業務の管理を一元的に行います。また法令等の遵守に向け必要な指揮命令を行います。

(2) 児童発達支援管理責任者

個別支援計画の作成に関する業務、利用児の心身の状況・福祉サービス利用状況等の把握並びに家族等への相談支援等を行います。

(3) 児童指導員、保育士、専門職員、その他の従業者

児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練等を行います。

6. 営業日と営業時間

(1) 児童発達支援

ア 営業日

原則、月曜日～土曜日とする。但し、会社休業日（法人が定める夏期休暇及び12/28～1/3）を除く。

イ 営業時間

月曜日～土曜日 午前9時から午後6時までとする。

ウ サービス提供日・時間

月曜日～土曜日 午前9時から午後6時までとする。

(2) 放課後等デイサービス

ア 営業日

原則、月曜日～土曜日とする。但し、会社休業日（法人が定める夏期休暇及び12/28～1/3）を除く

イ 営業時間

学校教育法施行規則の規定に基く学校営業日ならびに授業を行う日
月曜日～土曜日 午前9時から午後6時までとする。

学校教育法施行規則の規定に基く学校休業日ならびに授業を行わない日
月曜日～土曜日 午前9時から午後6時までとする。

ウ サービス提供日・時間

学校教育法施行規則の規定に基く学校営業日ならびに授業を行う日
月曜日～土曜日 午前9時から午後6時までとする

学校教育法施行規則の規定に基く学校休業日ならびに授業を行わない日
月曜日～土曜日 午前9時から午後6時までとする

7. サービス提供の内容

(1) 事業所が行う通所支援サービスの内容は次のとおりとします。

- ①個別支援計画の作成
- ②日常生活の基本的な動作の指導
- ③集団生活への適応訓練
- ④粗大運動及び微細運動指導
- ⑤利用者及びその療育を行う者への相談及び助言
- ⑥健康管理（欠席時における支援含む）
- ⑦訪問支援
- ⑧事業所内相談支援
- ⑨専門職による特別支援（理学療法士、作業療法士、心理指導担当職員による）
- ⑩前各号に付帯する必要な連絡、療育、支援、相談、助言

(2) サービスの概要

全てのサービスは、児童毎に作成される「個別支援計画」に基づいて行われます。

本事業所の児童発達支援管理責任者が原案を作成し、保護者に同意をいただきます。尚、「個別支援計画」の写しは保護者に交付いたします。「個別支援計画」は少なくとも6ヶ月に1回以上見直しを行い、必要に応じて変更いたします。

8. 利用料金

(1) 障害児通所給付対象サービス内容の料金

事業者は、通所給付決定保護者に代わって児童発達支援・放課後等デイサービスの提供に係る費用を支給決定市町村に請求（法定代理受領）します。通所給付決定保護者から、児童福祉法の定める利用者負担額の支払いを受けるものとします。ただし、児童発達支援・放課後等デイサービスの提供を行った月に他の事業者による児童発達支援・放課後等デイサービスの提供があった場合には、各事業者が受け取る利用者負担額の合計が児童福祉法に定める利用者負担額を超えないように調整

した額の支払いを受けるものとします。

厚生労働大臣が定める額は別表のとおりです。毎月 1 ヶ月分の報酬・加算単位を合計し、その単位数に地域区分を乗じた数が総報酬額となります（少数点以下は切り捨て）。該当する報酬・加算が変更となる場合は、改めて書面で説明します。

(2) 利用料金のお支払方法

前月の料金は 1 ヶ月ごとに計算し、利用月の翌月 10 日以降にご請求しますので、利用月の翌月 25 日までに現金支払いもしくは口座振替にてお支払いください。

(3) 同一日における、複数の指定障害児通所支援利用について

複数の指定障害児通所支援事業所と契約している場合でも、報酬が一日単位で算定されることから、保育所等訪問支援事業を除き、同一日に複数の指定障害児通所支援事業所をご利用いただくことはできません。

9. 児童の記録及び情報の管理等

(1) 事業者は、法令に基づいて児童の記録及び情報を適切に管理し、児童またはその保護者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報についてはサービス提供の日より 5 年間保管します。

(2) 児童及びその家族の個人情報については、個人情報保護法に添った対応を行います。但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町村及び関係機関に情報提供を要請された場合は保護者の同意（別紙、個人情報利用同意書による）に基づき情報提供します。

10. 事故及び緊急時の対応方針

(1) 事故及び緊急時の対応方針

児童の事故及び病状急変等の緊急時は、別途提出いただく、緊急連絡先申請書（別紙）に記載された、かかりつけ医療機関、緊急連絡先に連絡の上、迅速に対応します。

(2) 当事業所の協力医療機関

協力医療機関	うなてこどもクリニック
診療科目	小児科
所在地	奈良県橿原市雲梯町 1 4 0 - 1 - A
電話番号	0 7 4 4 - 2 9 - 2 8 0 6

(3) 損害賠償保険について

損害保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
損害保険の種類	賠償責任保険

11. 苦情解決

(1) 提供した通所支援サービスに関する児童及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとします。

- (2) 苦情受付担当者は、受け付けた苦情を、苦情解決責任者に報告し、苦情解決責任者は受け付けた苦情を速やかに解決するとともに、苦情解決の仕組みなどについて、児童及びその家族に周知するように努めます。
- (3) 通所支援サービスを提供した際は、奈良県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提供若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び児童及びその家族からの苦情に関して市町村又は奈良県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は奈良県知事及び市町村長からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。
- (4) 社会福祉法（昭和 26 年堀津第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査または斡旋に出来る限り協力するものとします。
- (5) 苦情を申し立てたことを理由として、児童及びその家族に対して不利益な取扱いをすることはありません。

ご相談窓口	受付担当者：藤井 航大 解決責任者：田仲 有悟 電話番号 0744-47-3341 FAX 番号 0744-47-3342
ご利用時間	(土 日) 9:00～17:00 (平 日) 9:00～17:00
行政の苦情対応機関	(別紙ご参照)

12. 虐待防止に関する事項

児童の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとします。

- (1) 虐待防止に関する責任者を設置します。又、虐待防止委員会を定期的開催し従業員に周知を行います。
- (2) 苦情解決体制を整備し、児童及びその家族からの相談に応じます。
- (3) 虐待防止を啓発・普及するため、従業員に対して年二回程度定期的に研修を実施します。

虐待防止に関する責任者	虐待防止に関する責任者：田仲 有悟
市町村等相談窓口	(別紙ご参照)
児童相談所	(別紙ご参照)

13. 身体拘束等の禁止

- (1) 事業所はサービス提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行わないものとする。
- (2) 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- (3) 事業所は身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
 - ・身体拘束等の適正化のための対策を講じる委員会を定期的開催するとともに、その結果を従業員に周知を行う。

- ・従業員に対して、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

14. 非常災害時の対策

非常時の対応については、管理権原者が定める「消防計画書」(別紙)により対応します。

非常時の対応	管理権原者が定める消防計画により対応
平時の訓練	年2回以上の避難・防災訓練を実施
防災設備	自動火災報知設備、煙感知器、非常誘導灯、消火器
消防計画	管理権原者が別途に届出
防火管理者	野瀬 学

以上、指定通所支援サービスの提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説 明 日：令和 年 月 日

事業所名称：aina

管理者氏名：田仲 有悟

説 明 者：_____ 印

(説明を受けた者)

私は、本書面に基づいて事業者から指定通所支援サービスの提供及び利用について重要事項の説明を受けました。

・説明を受けた日 令和 年 月 日

・通所給付決定保護者 住所 _____

氏名 _____ 印

児童氏名 _____

(以下余白)

別表 1

(職員の配置状況)

職種	員数	常勤	非常勤	常勤換算	備考
管理者	1	1	0	1.0	従業者及び業務の管理を一元的に行う。また、法令の遵守に向け必要な指揮命令を行う。
児童発達支援管理責任者					支援計画作成に関する業務、利用者の心身の状況・福祉サービス利用状況の把握ならびに家族等への相談支援を行う。
児童指導員	1	1	0	1.0	利用者に対して、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練等を行う。
保育士	4	3.2	0	3.2	
専門職員（理学療法士等）	1	1	0	1.0	

別表 2

(1日あたりの報酬/加算) 注：左欄にある○のある加算を当事業所で算定しています。

※のある加算は実績に応じて算定致します。

放課後等デイサービス算定単位一覧

	報酬・加算名	報酬・加算	内容
○	放課後等デイサービス給付費 (30分以上 1.5時間未満の場合)	574	利用時間に応じて算定される基本報酬です。
○	放課後等デイサービス給付費 (1.5時間以上 3時間未満の場合)	609	
○	放課後等デイサービス給付費 (3時間以上 5時間未満の場合)	666	利用時間に応じて算定される基本報酬です。 (学校休業日のみ算定可能)
	児童指導員加配加算（経験5年以上） ※児童福祉事業に5年以上従事した者を 配置している場合	187	常時見守りが必要な児童への支援や保護者に対する支援方法の指導を行う等、支援の強化を図るため、給付費の算定に必要な従業者数に加えて、1名以上を配置している事業者に対して報酬上の評価を行うための加算です。
○	児童指導員加配加算（経験5年未満）	152	
	児童指導員加配加算 (その他従業者を配置する場合)	90	
○	専門的支援体制加算	123	専門的な支援を要する児童のための専門職の配置を評価した加算です。
※	家族支援加算Ⅰ（イ）	300	居宅を訪問し、1時間以上の相談援助等の支援を行った場合に加算されます。(月4回)
※	家族支援加算Ⅰ（ロ）	200	居宅を訪問し、1時間未満の相談援助等の支援を行った場合に加算されます。※月4回が限度です。

※	家族支援加算Ⅰ (ハ) (ニ)	(ハ)100 (ニ)80	事業所等で対面にて相談援助等の支援を行った場合に算定される加算です。(月4回) ※オンラインで行った場合は、(ニ)が算定されます。
※	家族支援加算Ⅱ (イ) (ロ)	(イ)80 (ロ)60	グループでの事業所等で対面にて相談援助等の支援を行った場合に算定される加算です。(月4回) ※オンラインで行った場合は、(ロ)が算定されます。
※	関係機関連携加算(Ⅰ) (Ⅱ) (Ⅲ) (Ⅳ)	(Ⅰ)250 (Ⅱ)200 (Ⅲ)150 (Ⅳ)200	(Ⅰ)保育者や学校等と連携し個別支援計画を作成した場合に算定される加算です。(月1回) (Ⅱ) 保育所や学校等と(Ⅰ)以外で情報連携を行った場合に算定される加算です。(月1回) (Ⅲ)児童相談所、医療機関等と情報連携を行った場合に算定される加算です。(月1回) (Ⅳ)就学先の小学校や就職先の企業等との連絡調整を行った場合に算定される加算です。(1回)
※	利用者負担上限管理加算	150	利用者負担額の上限管理を行った事業者に算定される加算です。
○	子育てサポート加算	80	保護者に支援場面の観察や参加等の機会を提供した上で、子どもの特性や、特性を踏まえた子どもへのかかわり方に対して相談援助を行った場合に算定される加算です。(月4回)
○	専門的支援実施加算	150	障害を有する児童への適切な支援を促進するため、専門職員(理学療法士等)を配置し、児童に対して計画的に支援を行った場合に算定される加算です。(原則月2回)
※	欠席時対応加算(Ⅰ)	94	予定されていた通所日を欠席する場合、通所日を含む3営業日前以降にご連絡を頂いた場合は加算されます。ただし1カ月に4回が限度です。
○※	福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅳ)	(Ⅰ)単位数の13.4% (Ⅱ)単位数の13.1% (Ⅲ)単位数の12.1% (Ⅳ)単位数の9.8%	福祉・介護人材の処遇改善事業における助成金の効果を継続する観点から、当該助成金を円滑に報酬に以降する事を目的とした加算です。

児童発達支援算定単位一覧

○	児童発達支援給付費 (30分以上1.5時間未満の場合)	901	児童発達支援の基本報酬です。
○	児童発達支援給付費 (1.5時間以上3時間未満の場合)	928	
○	児童発達支援給付費 (3時間以上5時間未満)	980	
	児童指導員加配加算(経験5年以上) ※児童福祉事業に5年以上従事した者を 配置している場合	187	常時見守りが必要な児童への支援や保護者に対する支援方法の指導を行 う等、支援の強化を図るため、給付費の算定に必要な従業者数に加え て、1名以上を配置している事業者に対して報酬上の評価を行うための加 算です。
○	児童指導員加配加算(経験5年未満)	152	
	児童指導員加配加算 (その他従業者を配置する場合)	90	
※	家族支援加算Ⅰ(イ)	300	居宅を訪問し、1時間以上の相談援助等の支援を行った場合に加算されま す。(月4回)
※	家族支援加算Ⅰ(ロ)	200	居宅を訪問し、1時間未満の相談援助等の支援を行った場合に加算されま す。※月4回が限度です。
※	家族支援加算Ⅰ(ハ)(ニ)	(ハ)100 (ニ)80	事業所等で対面にて相談援助等の支援を行った場合に算定される加算で す。(月4回) ※オンラインで行った場合は、(ニ)が算定されます。
※	家族支援加算Ⅱ(イ)(ロ)	(イ)80 (ロ)60	グループでの事業所等で対面にて相談援助等の支援を行った場合に算定 される加算です。(月4回) ※オンラインで行った場合は、(ロ)が算定されます。
※	関係機関連携加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)(Ⅳ)	(Ⅰ)250 (Ⅱ)200 (Ⅲ)150 (Ⅳ)200	(Ⅰ)保育者や学校等と連携し個別支援計画を作成した場合に算定される加 算です。(月1回) (Ⅱ)保育所や学校等と(Ⅰ)以外で情報連携を行った場合に算定される加 算です。(月1回) (Ⅲ)児童相談所、医療機関等と情報連携を行った場合に算定される加算で す。(月1回) (Ⅳ)就学先の小学校や就職先の企業等との連絡調整を行った場合に算定さ れる加算です。(1回)
※	利用者負担上限管理加算	150	利用者負担額の上限管理を行った事業者には算定される加算です。
※	欠席時対応加算	94	予定されていた通所日を欠席する場合、通所日を含む3営業日前以降にご 連絡を頂いた場合は加算されます。ただし1カ月に4回が限度です。
○	専門的支援体制加算 (理学療法士等)	123	専門的な支援を要する児童のための専門職の配置を評価した加算です。

○	専門的支援実施加算	150	障害を有する児童への適切な支援を促進するため、専門職員（理学療法士等）を配置し、児童に対して計画的に支援を行った場合に算定される加算です。（原則月4回）
○	子育てサポート加算	80	保護者に支援場面の観察や参加等の機会を提供した上で、子どもの特性や、特性を踏まえた子どもへのかかわり方に対して相談援助を行った場合に算定される加算です。
○	福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅳ）	（Ⅰ）単位数の13.4% （Ⅱ）単位数の13.1% （Ⅲ）単位数の12.1% （Ⅳ）単位数の9.8%	福祉・介護人材の処遇改善事業における助成金の効果を継続する観点から、当該助成金を円滑に報酬に以降する事を目的とした加算です。

別表3

（当事業所の存在する所在地の地域区分）

当事業所の所在地	地域区分
奈良県橿原市	10.18

別表4

（苦情処理の窓口）

県・市町村	住所	電話番号
奈良県（奈良県運営適正化委員会）	橿原市大久保町320-11 社会福祉総合センター1F	0744-29-1212
市町村	各市町村の福祉課へお尋ねください	